

主要な改造を行う場合に適用すべき規則要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
安全設備規則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領
安全設備規則検査要領

改正事項

主要な改造を行う場合に適用すべき規則要件に関する事項

改正理由

船舶の主要な改造に関しては、SOLAS 条約の諸要件の適用について以下の条文解釈が合意されている。

- (1) 2007 年 10 月の第 83 回海上安全委員会（MSC83）において合意された「現存船」についての解釈及び 1994 年 5 月の第 63 回海上安全委員会で合意された SOLAS 条約第 II-1 章の「主要な改造」の解釈を明記した MSC.1/Circ.1246
- (2) 2008 年 12 月の第 85 回海上安全委員会（MSC85）で合意されたシングルハルトンカーをダブルハルトンカー又はばら積貨物船に改造する場合について、SOLAS 条約第 II-1 章第 1.3 規則及び第 3-6 規則の適用における「主要な改造」の解釈を明記した MSC.1/Circ.1284
- (3) シングルハルトンカーをダブルハルトンカー又はばら積貨物船に改造する場合の適用すべき SOLAS 条約要件についての条文解釈である IACS 統一解釈 SC226

今般、船舶の主要な要目を改造する場合の要件を明確にするため、上記 MSC.1/Circ.1246、MSC.1/Circ.1284 及び IACS 統一解釈 SC226 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

船級維持検査と登録事項の変更を伴う改造時の検査の関係を明確にするとともに、主要な改造時に適用すべき要件を改めた。